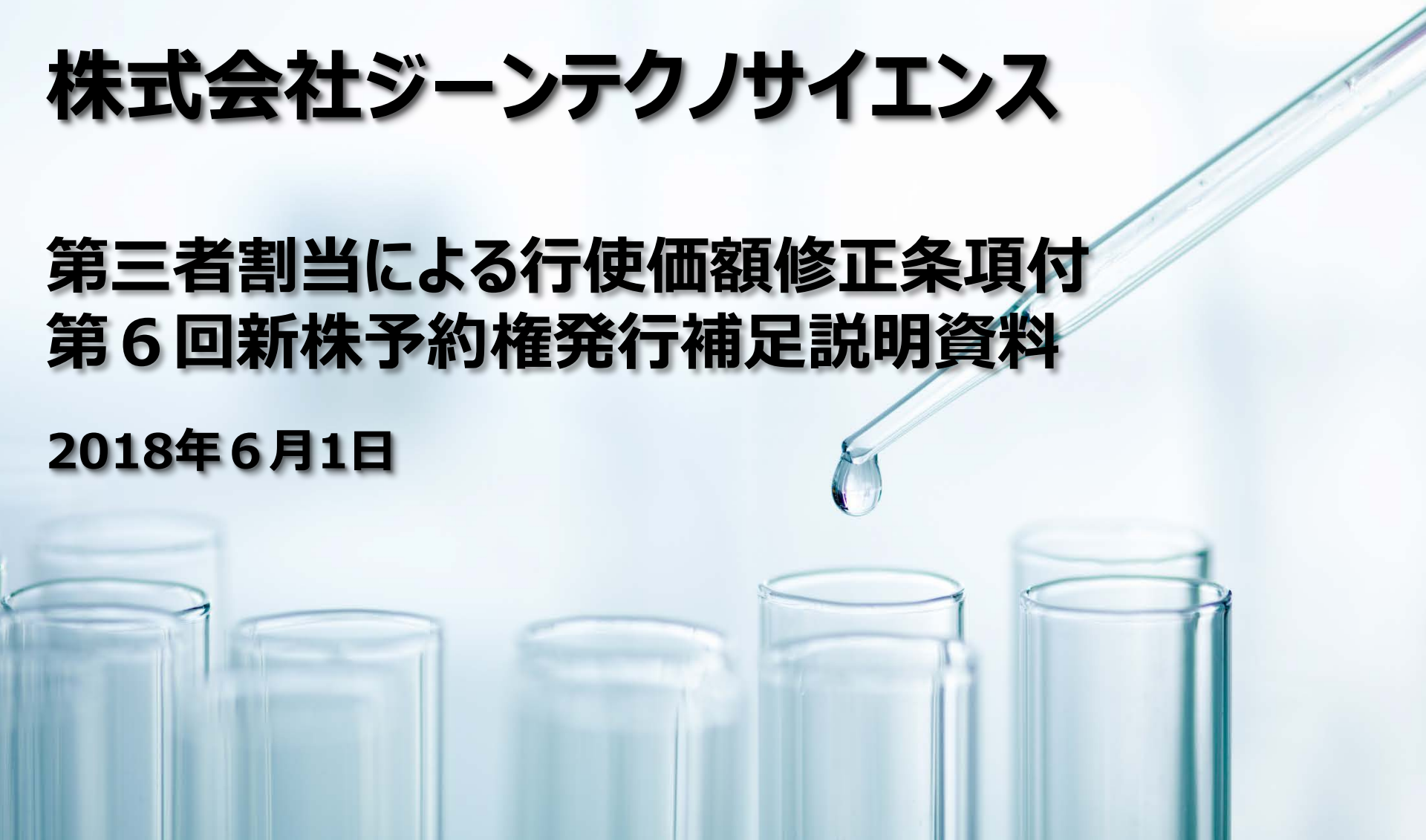


# 株式会社ジーンテクノサイエンス

## 第三者割当による行使価額修正条項付 第6回新株予約権発行補足説明資料

2018年6月1日





# GTSが目指す事業の方向性

-バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー-

-未だ十分な医療が行き届いていない領域を開拓-

アジア  
の疾患

希少疾患

難病

小児疾患

社外

アカデミアの研究活用

バイオベンチャーの技術展開

海外技術の導入

GTS

バイオ医薬品の開発技術

どのような開発にも柔軟に  
対応できるファブレス型経営

事業創出のアクティビティ

バイオ  
新薬

バイオ  
シミラー

新規バイオ  
事業



# 新株予約権の発行の目的

“バイオで価値を創造するエンジニアリングカンパニー”  
として企業価値をさらに向上するために必要な資金を確保

- バイオシミラー事業で安定的なキャッシュフローを生み出す経営基盤を構築
- 高い成長ポテンシャルを持つバイオ新薬事業及び再生医療事業を進展



未だ十分な医療が行き届いていない領域（希少性・難治性疾患領域、特に小児領域）をターゲットとした事業の推進

1. 既存のバイオシミラーパイプライン（GBS-002～011）のうち3品目に係る製造方法の最終化、商用品の供給に向けた準備、製造販売承認の取得に向けた申請等の準備にかかる費用：**1,350百万円**
2. 新規バイオシミラーパイプライン1～2品目の製法プロセス開発、品質試験及び非臨床試験にかかる費用：**650百万円**
3. 既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導入・新規バイオ事業（再生医療）の拡充費用：**1,059百万円**



# 本新株予約権の概要

- ◆ 株価動向によらず、最大発行株式数は150万株（発行済株式総数比15.68%）に固定。
- ◆ 資金調達の実現性がなくなった場合等には、当社の判断によりいつでも残存する新株予約権を取得し、消却することが可能。

## 第6回新株予約権

対象株式数	1,500,000株
発行済株式総数比	15.68%（平成30年6月1日現在）
発行価額合計	5,955千円
差引手取概算額	3,059百万円
行使期間	2年（平成30年7月2日～平成32年7月1日）
発行方法	大和証券に第三者割当
当初行使価額	2,041円（株式分割調整後1,020.5円）
上限行使価額	なし
行使価額修正	各行使請求の効力発生日の直前取引日終値の92%に修正
下限行使価額	1,429円（株式分割調整後 714.5円）
基準株価対比	70%
その他	行使停止、行使の要請（コミットメント）、取得条項、取得請求権、譲渡制限
資金使途	主要事業であるバイオシミラー事業における研究開発への追加投資、既存バイオ新薬の研究開発費用及びバイオ新薬の導入・新規バイオ事業（再生医療）の拡充に係る費用（具体的な開発品目毎の使途は前ページ参照）

# 本新株予約権の概要に関するQ&A①

No.	質問	回答	参照ページ
1	行使価額修正条項付き新株予約権の発行とはどういったものですか？	<p>① 当社が大和証券に対し、行使可能期間を2年間とし行使価額が修正される新株予約権を第三者割当ての方法によって割り当てるものです。</p> <p>② 行使可能期間の2年間の間に、大和証券による新株予約権の行使がなされた場合、当社の資金調達および資本の増強が行われます。</p> <p>③ 行使価額は、新株予約権が行使されるごとに、新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額に修正されます。</p>	P.1～2
2	このような新株予約権を選択した理由（メリット）は何ですか？	<p>① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、行使要請通知及び行使停止要請通知を行うことにより、新株予約権の行使に一定のコントロールを及ぼすことができるため、柔軟な資金調達が可能であること。</p> <p>② 行使価額が上記1③のとおり終値の92%に相当する金額に修正され、行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを享受できること。</p> <p>③ 大和証券による緩やかな新株予約権の行使を通じて一時に大幅な希薄化が生じることを抑制できること。</p> <p>④ 不要になった時は、いつでも当社が新株予約権を取得できること。</p>	P.5～7
3	デメリットはありますか？	<p>① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。</p> <p>② 株価が下落した場合、株価に連動して新株予約権の行使価額が下方に修正されるため、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。</p> <p>③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、行使が進まず調達ができない可能性があること。</p>	P.6
4	希薄化の規模はどのぐらいですか？	<p>新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で一定であり、発行済株式総数をベースとした最大希薄化率は約15.68%です。</p> <p>なお、複数回による行使と行使価額の分散が期待されます。</p>	P. 11

(注) 参照ページは、「第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の発行及びコミットメント契約締結に関するお知らせ」において該当するページを記載しておりますので、ご参照ください。(次頁も同様です。)



# 本新株予約権の概要に関するQ&A②

No.	質問	回答	参照ページ
5	調達予定額はいくらですか？	発行諸費用を控除した手取概算額の合計は3,059百万円を想定しております。但し、この金額は、当初行使価額（2,041円（株式分割調整後1,020.5円））で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額の修正や権利行使の進捗状況等に応じて増減します。	P.7
6	下限行使価額とは何ですか？	下限行使価額は1,429円（株式分割調整後714.5円）としています。 大和証券が新株予約権を行使する際、（各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値により修正された）行使価額が、1,429円（株式分割調整後714.5円）を下回ることとなる場合には修正後行使価額は1,429円（株式分割調整後714.5円）となります。 従いまして、株価が下限行使価格を下回って推移している状況では行使が行われないことが想定され、希薄化の観点から、市場に一定の配慮をした資金調達スキームであると考えております。	P.1
7	行使停止要請通知とは何ですか？	当社は、取締役会の決議により、大和証券に対し、新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。その指定のための通知を行使停止要請通知といいます。 また、当社は、一旦行った行使停止要請通知をいつでも取り消すことができます。	P.2、5
8	行使要請通知とは何ですか？	当社は、一定の条件の下で、大和証券に対して一定数量の新株予約権の権利行使を義務付けることができます。この義務付けのための通知を行使要請通知と言います。 これにより、当社は、資金需要に応じた機動的な資金調達が可能になるというメリットがあります。	P.2、4～5





# 本資料の取り扱い（留意事項）について

- ◆ 本資料は、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料は投資家の参考に資するため、株式会社ジーンテクノサイエンス（以下当社といいます。）の現状をご理解頂くために、当社が作成したものです。
- ◆ また、本資料には当社の現在の計画や今後の見通しが含まれています。これらの計画や見通しは当社が現時点での前提に基づいて判断したものであり、その実現を保証するものではありません。また、将来の計画や今後の見通しを完全に見通したとは限らず、将来の業績に影響を与えるリスクや不確実な要素が含まれており、実際の計画や見通しは様々な要素により、これらと異なることがあります。
- ◆ なお、投資を行う際には、必ず投資家ご自身のご判断で行っていただきますようお願いいたします。